

三原市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和7年1月24日(金) 午後3時30分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子		
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	東 久喜	22番	宮崎 幸男
23番	池原 幸伸	24番	寶田 清隆	25番	福竹 順二
26番	河本 吉重	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 昭和	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	貞元 義巳	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	—	36番	—	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子
-----	------	-----	-------

3. 議事録署名人

3番	久留本 忠美	17番	佐々木 豊彦
----	--------	-----	--------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主任 児玉 由希 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案	非農地証明申請について
第5号議案	農用地利用集積計画について
第6号議案	三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時30分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、18名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、3番 久留本委員、17番 佐々

木委員を指名します。

議 長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第1号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第5号議案から日程第6第6号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議 長 日程第5 第5号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。

第5号議案に係る、資料5の第1番から第7番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書12ページをご覧ください。第5号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により決定を求めめるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数3件、筆数7筆、面積13,454㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料5の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。

はじめに、資料5の第1番から第2番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番と第2番については、三原地域から件数2件、筆数2筆、面積7,884㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議 長 〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料5の第3番から第7番を審議します。

担当者の説明を求めます。

- 事務局 それでは説明いたします。先ほど説明した「議事参与の制限」の案件を除く、第3番から第7番については、三原地域から件数1件、筆数5筆、面積5,570㎡を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。
 以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
 農用地利用集積計画の第3番から第7番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 多数挙手であります。
 よって、第6号議案について、第1番から第7番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第6 第6号議案を上程します。
 三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
 第6号議案に係る、資料6の農用地区域の除外、基礎調査に係る地番の追加について審議します。
 担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書13ページをお開きください。第6号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。
 この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和7年1月10日付け文書番号三農水第2206号にて意見を求めるものです。
 先日議案書とともに送付いたしました「資料6」をご覧ください。
 始めに、三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの6件、非農地証明によるもの1件、計7件です。面積は除外申出によるものが、計2,465.00㎡、非農地証明によるものが計6,647.42㎡です。
 地域別では、除外申出によるものが、三原地域で1件、92.00㎡、本郷地域で2件、972.00㎡、大和地域で3件、1,401.00㎡、非農地証明によるものが、三原地域で3,793.42㎡、本郷地域で1656.00㎡、久井地域で823.00㎡、大和地域で375.00㎡です。
 なお、除外申出によるもののうち、1番・5番は第1種農地です。利用計画につきましては、1番が駐車場及び倉庫敷地、5番が宅地です。1番・5番共に集落接続の要件にそれぞれ該当し、第1種農地の不許可の例外に該当します。残る申出はすべて第2種農地です。
 次に、基礎調査に係る追加地番について説明します。3ページをお開き下さい。昨年、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定により実施した基礎調査において、追加の整理できていなかった地番について整理するものです。面積は久井地域で3筆、2,735.00㎡、大和地域で2筆、549.00㎡、計3,284.00㎡です。以上で、第6号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
 三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第1号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第1件から第10件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第1件は、〇〇から竹原市の〇〇が、長谷1丁目〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,033㎡
について、竹原市で農業経営しており、規模拡大のため譲り受けるものです。
第2件は、〇〇から東京都の学校法人〇〇が、八幡町籾〇〇 地目：田 2,143㎡を、学校
法人の〇〇学科農業研修地として活用するため譲り受けるものです。
許可基準は、農地法施行令第2条第1項第1号ハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うこと
を目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農
地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるこ
と。」に該当します。
第3件は、〇〇から三原市中之町1丁目の〇〇が、沼田東町末光〇〇 外2筆 地目：畑
合計1,472㎡を、農業経営を引き継ぐため譲り受けるものです。
第4件は、〇〇及び〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 1,022㎡につい
て、現在も耕作しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。
第5件は、〇〇及び〇〇から久井町の〇〇が、久井町江木〇〇 地目：畑 90㎡を、農業
経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第6件は、広島市の〇〇から、久井町の〇〇が、久井町中野〇〇 地目：田 1,488㎡につ
いて、居住地から近く農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第7件は、〇〇から、兵庫県の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか4筆 地目：畑 合計1,182
㎡について、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。
第8件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町篠〇〇 ほか5筆 地目：田 合計1,605㎡
について、夫から生前贈与を受け耕作するものです。
第9件は、〇〇から、東広島市の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 3,422㎡について、
居宅とともに譲り受け耕作するものです。
第10件は、〇〇から、東広島市の〇〇が、大和町和木〇〇 地目：畑 354㎡について、
住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足
説明等はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第10件の本案は、原案のとおり許可決定
することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第10件は、全て原案のとおり許
可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第2 第2号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 5 ページをお開きください。第 2 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 1 件は、本郷町南方〇〇外 6 筆 地目：田 合計 3,523 m²について、当初計画者が、申請地を駐車場に転用するため農地法第 5 条の許可を受けましたが、土地売買が不成立となり、承継者が同様の計画により駐車場として利用することとなったため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 11 件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 1 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 3 第 3 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 1 件から第 13 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 6 ページをご覧ください。

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

第 1 件から第 4 件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第 1 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目：田 899 m²について、太陽光パネル、5 棟を設置するものです。

第 2 件から第 4 件は同一事業で、

第 2 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目：田 442 m²について、

第 3 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目：田 429 m²について、

第 4 件は、譲渡人 〇〇、沼田 1 丁目〇〇 地目：田 457 m²について、合計 1,328 m²に、太陽光パネル、4 棟を設置するものです。

なお、全てパネル枚数は 158 枚、発電量は 49.5kW 規模です。

第 5 件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田 1 丁目〇〇外 1 筆 地目：田 合計 449 m²について、所有権の移転を受け、周囲の太陽光発電施設のメンテナンス用の資材置場に転用するもので、内容は、防草シート 5 本、架台ラック 5 セット、フェンス資材 4 セットです。

第 6 件は、〇〇から、〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：畑 69 m²について、所有権の移転を受け、農業用倉庫に転用するものです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を農業用倉庫に転用していることから、始末書を求め提出されています。

第 7 件は、〇〇から〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 806 m²について、賃借権を設定し、事務所及び駐車場に一時転用するもので、内容は、事務所 1 棟、駐車場 10 区画であり、一時転用期間は令和 7 年 4 月 30 日までです。

第 8 件は、〇〇及び〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 合計 585 m²について、所有権の移転を受け、ホテル敷地へ転用するもので、内容は、ホテル外構及び植栽です。

本件は、当初、令和 6 年 7 月 25 日付で農地法第 5 条の許可を行いました。譲渡人の死亡に伴い、相続人からの申出により許可を取り消し、改めて許可申請されたものです。

第 9 件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 676 m²(東本通土地区画

整理事業:仮換地〇〇街区〇〇 415.95 m²)について、所有権の移転を受け、店舗に転用するもので、内容は、店舗1棟、駐車場8区画です。

第10件は、〇〇から、〇〇が、本郷北3丁目〇〇外1筆 地目:畑 合計421 m²について、使用貸借権を設定し、住宅に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第11件は、先ほど第2号議案の第1件において事業計画の変更をご審議いただいた件です。〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇外6筆 地目:田 合計3,523 m²について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は大型車両置場16区画、従業員等駐車場10区画です。

第12件から第13件は、譲受人が宗教法人〇〇で、所有権の移転を受け、駐車場及び庭敷に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第12件は、譲渡人 〇〇及び〇〇、久井町江木〇〇 地目:畑 205 m²について、

第13件は、譲渡人 〇〇、久井町江木〇〇外2筆 地目:畑 合計744 m²について、
総合計949 m²を、駐車場10区画、イベント用広場とするものです。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第7件が第1種農地、第9件及び第10件が第3種農地、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準については、第7件が、第1種農地の不許可の例外規定「農地法施行令第11条第1項第2号」の「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」に該当します。

第9件及び第10件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規程による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第13件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第4号議案を上程します。

非農地証明申請について、第1件から第4件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページをご覧ください。

第4号議案 非農地証明申請について説明します。

第1件は、〇〇から、長谷町〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計298 m²について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。

第2件は、〇〇から、八幡町籾〇〇 ほか10筆 地目:田5筆 畑6筆 合計3,244 m²について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。

第3件は、〇〇から、大和町萩原〇〇 ほか6筆 地目:田 合計3,688 m²について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。

第4件は、〇〇から、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目:田 合計1,079 m²について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。

申請地の農地区分は、すべて第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第1件から第4件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局

- 1 農地法関係諸証明事務等について
 - 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 8件
 - 農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
 - 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
 - 取消願 1件

事務局

- 2 その他
 - 今後の日程
 - 令和7年第2回定例総会 2月25日(火)14時

議 長

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時15分

令和7年2月25日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上